

上田短期大学学則

学校法人 北 野 学 園

上 田 短 期 大 学

目 次

第 1 章	総 則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章	学科、学生定員及び修業年限（第 4 条～第 5 条）
第 3 章	学年、学期及び休業日（第 6 条～第 8 条）
第 4 章	入学、退学、休学、転科、転学、再入学及び学籍（第 9 条～第 20 条）
第 5 章	教育課程（第 21 条～第 26 条）
第 6 章	卒業等（第 27 条～第 34 条）
第 7 章	学生納付金及びその他の費用（第 35 条～第 40 条）
第 8 章	職員組織（第 41 条）
第 9 章	教授会（第 42 条）
第 10 章	帰国子女、社会人、外国人留学生及び委託生（第 43 条～第 44 条）
第 11 章	長期履修学生（第 45 条）
第 12 章	科目等履修生及び研究生（第 46 条～第 47 条）
第 13 章	賞 罰（第 48 条～第 49 条）
第 14 章	図書館（第 50 条）
第 15 章	学術研究所（第 51 条）
第 16 章	研究・教育施設（第 52 条）
第 17 章	厚生・補導施設（第 53 条）
第 18 章	特待生（第 54 条）
第 19 章	公開講座（第 55 条）
附 則	

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って大学教育を行ない、豊かな教養と深い専門知識を具えた人格の育成を目的とする。
- 2 幼児教育学科は、幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的とする。
- 3 総合文化学科は、地域社会及び職場において有用な人格の育成を目的とする。

(自己点検及び評価)

- 第2条 本学は教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

(学科)	(入学定員)	(収容定員)
幼児教育学科	100 名	200 名
総合文化学科	80 名	160 名

(修業年限及び在学年限)

- 第5条 本学の修業年限は2年とする。
- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。
ただし、第45条に定める長期履修学生については、6年を超えてはならない。
- 3 第45条に定める長期履修学生以外の学生が、在学年限を超えて在学を希望した場合、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、第45条の規程を適用する

ことができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を前学期と後学期の2学期に分ける。

2 学期の始期と終期は原則として次のようにする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、教育上必要がある場合、前項の前学期の終期と後学期の始期を当該学年の開
始前に変更することができる。

4 前項の規定により前学期の終期と後学期の始期を変更した場合、当該学年の学生便
覧に変更後の前学期の終期と後学期の始期を示すものとする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 5月2日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

期末休暇

2 前項の春季・夏季・冬季休業日および期末休暇の期間は、学長が定める。

3 学長は、必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更することができる。また、第
1項の休業日以外に、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項及び第3項の休業日に実習、授業を行うことがある。

第4章 入学、退学、休学、転科、転学、再入学及び学籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の初めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、定員の枠内で学期の区分に従い入学することができる。

(入学することができる者)

第 10 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した者
- 8 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるとみとめた者で、18 歳に達した者

(入学志願手続)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者選抜試験)

第 12 条 前条の入学志願者について選抜のための試験を行い、教授会の審議を経て学長が合格者を決定する。

- 2 入学志願者に対する選抜のための試験については、別に定める。

(入学手続)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

(保護者および保証人)

- 2 学生の在学中一切の連帯保証の責をもつ者として、前項の所定の書類を提出する際に、保証人を届け出ること。
- 3 前項の保証人は、原則として入学者の保護者とし、学生の在学中の一切につき、連帯保証の責に任ずる者でなければならない。
- 4 保証人が、死亡、転居、その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長にこれを届け出なければならない。

(入学の許可)

- 5 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(合格の取り消し)

- 6 第 1 項に定めた所定の期日までに入学手続きを完了しない者については、合格を取り消すことがある。

(転入学)

- 第 14 条 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が定員を超えない範囲で相当年次への入学を許可することがある。
- 2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

(再入学)

- 第 15 条 本学を退学した者および除籍となった者が再入学を願い出たときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が定員を超えない範囲で相当年次への入学を許可することがある。
- 2 再入学の手続きについては、別に定める。

(転科)

- 3 本学学生が他の学科への転科を希望するときは、選考の上、1 年次への転科を許可することがある。
- 4 転科の手続きについては、別に定める。

(退学)

第 16 条 退学を希望する者は、正保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することができない者は、正保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第 5 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

- 4 休学許可期間満了の者、または休学期間中にその理由が消滅した者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(2 重学籍の禁止)

第 19 条 学生は、在籍する学科以外の学科に同時に在籍することはできない。

- 2 学生は、他の大学及び短期大学の正規の課程に同時に在学することはできない。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- 1 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
ただし、同条第 3 項に該当する場合は、6 年を超えてはならない。
- 2 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 3 授業料の納付を怠り、督促してもなお 6 ヶ月以上納付しない者
- 4 死亡、2 年以上にわたり連絡がとれないなど行方不明の者

第5章 教育課程

(授業科目及び単位数)

第21条 本学に設ける授業科目及び単位数等は別表第1のとおりとする。

第22条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目、保育士資格に関する科目、司書に関する科目、介護職員初任者研修に関する科目、レクリエーション・インストラクターに関する科目を置く。

2 授業科目及び単位数等は次のとおりとする。

教職に関する科目、別表第2

保育士資格に関する科目、別表第3

司書に関する科目、別表第4

介護職員初任者研修に関する科目、別表第5

レクリエーション・インストラクターに関する科目、別表第6

(授業期間)

第23条 教育を行う期間は定期試験なども含め、年間35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の一により計算するものとする。

1 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

2 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

3 実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については45時間の授業をもって1単位とする。

4 教育実習の事前事後指導については、15時間の講義をもって1単位とし、幼稚園等における実習については、30時間から45時間の実習をもって1単位とする。

5 保育実習の事前事後指導については、30時間の演習をもって1単位とし、施設（保育所を含む）における実習については、30時間から45時間の実習をもって1単位とする。

6 卒業研究については30時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の細則)

第 25 条 各授業科目については、本学の教育理念及び関連諸法令を踏まえ、教育効果等を考慮して、授業担当者が授業内容その他受講に必要な事項を決定し、授業概要に示す。

(授業の方法)

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第 2 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 第 2 項の授業の一部を、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修登録)

- 6 学生は毎学年度及び毎学期の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 7 学生は前項により登録した授業科目以外の科目を履修し、単位を修得することはいできない。

(単位修得の認定)

- 8 認定に必要な授業科目の履修時数については、学則に定める授業時数の 3 分の 2 以上であることを原則とする。
- 9 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 10 前項の試験は、筆記試験または口述試験とする。ただし、実験・実習・実技による科目は、実験・実習・実技の成績によることができる。
- 11 幼児教育学科における教育実習及び保育実習と各事前事後指導の履修方法、単位修得の認定については別に定める。

(追試験)

- 12 疾病、その他やむを得ない事由により、前項の試験に欠席した者は、理由を証明する書類を添えて申し出ることにより、追試験の受験を許可することがある。

(学習の評価)

第 26 条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

- 第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、幼児教育学科の学生は別表第1イの、総合文化学科の学生は別表第1ロに定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条第3項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

- 第28条 本学に2年以上在学し、前条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

- 第29条 前条により卒業を認定された者には、学位授与の基本方針に基づき、短期大学士の学位を授与する。
- 2 学位について必要な事項は別に定める。

(免許状の取得)

- 第30条 本学において取得することができる免許状の種類は次のとおりとする。

(学科)

(免許状)

幼児教育学科 幼稚園教諭二種免許状

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第1及び同施行規則（昭和29年文部省令第26号）第5条、第6条及び第66条の6に基づく単位を履修しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第2イのとおりである。

(資格の取得)

- 第31条 本学において取得することができる資格の種類は次のとおりとする。

(学科)

(資格)

幼児教育学科 保育士資格

介護職員初任者研修

レクリエーション・インストラクター資格

- 2 保育士資格を取得しようとする者は第 27 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号）を修得しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 3 のとおりである。
- 3 図書館司書資格を取得しようとする者は別表第 4 に定めるところの単位を修得しなければならない。
- 4 介護職員初任者研修を修了しようとする者は第 27 条の規定によるほか、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）及び介護保険法施行規則第 22 条 23 の第 2 項に規定する「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 219 号）及び長野県介護職員初任者研修指定要綱第 3 条に基づいた長野県介護職員初任者研修指定基準に基づく科目及び単位を修得しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 5 である。
- 5 レクリエーション・インストラクター資格を取得しようとする者は別表第 6 に定めるところの単位を修得しなければならない。

（他の短期大学または大学における授業科目の履修等）

第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学または大学の科目等履修生制度もしくは、協議に基づく単位互換制度によって履修した授業科目について、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の審議を経て、学長が単位を認定する。

- 2 前項の規程は、幼児教育学科については以下の各号の一の定めにしたがって取り扱う。
 - 1 別表第 2 の専門科目は他の短期大学または大学が幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けている場合にのみ適用することができる。
 - 2 別表第 3 の専門科目については、他の短期大学または大学が指定保育士養成施設の場合にのみ適用することができる。
 - 3 幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けていない短期大学または大学、指定保育士養成施設ではない短期大学または大学で取得した専門科目の単位は、教養科目として取り扱うことができる。
- 3 学生が外国の短期大学または大学に留学した場合、前項の規定を準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第 34 条第 3 項の単位数と合

わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長が単位を認定する。

- 2 前項の規程は、幼児教育学科については以下の各号の一の定めにしたがって取り扱う。
 - 1 別表第 2 の専門科目は他の短期大学の専攻科が幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けている場合にのみ適用することができる。
 - 2 別表第 3 の専門科目については、他の短期大学の専攻科が指定保育士養成施設の場合にのみ適用することができる。
 - 3 幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けていない短期大学の専攻科、指定保育士養成施設ではない短期大学の専攻科で取得した専門科目の単位は教養科目として取り扱うことができる。
 - 4 高等専門学校の専攻科で取得した科目の単位はすべて教養科目として取り扱うことができる。
- 3 第 1 項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長が単位を認定する。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 15 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項について幼児教育学科の学生に適用しようとする場合は、第 32 条第 2 項及び第 33 条第 2 項を準用する。

(他学科履修)

- 5 学生は他の学科の授業科目について、履修することができる。
- 6 前項についてはこれを別に定める。

第7章 学生納付金及びその他の費用

(入学検定料、入学金及び学生納付金)

第35条 本学の入学検定料、入学金及び学生納付金（授業料・施設設備費）については別表 A に定める。

- 2 転科、転入学、再入学の検定料については別に定める。

(入学金及び学生納付金の納入)

第36条 入学金及び学生納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

(学期中途の退学または除籍者の学生納付金)

第37条 学期の途中で退学または除籍された者の当該期分の学生納付金は徴収する。

(停学期間中の学生納付金)

- 2 停学期間中の学生納付金は徴収する。

(休学の場合の学生納付金)

- 3 休学を許可された者については、許可された休学期間中の学生納付金を免除する。

(復学の場合の学生納付金)

- 4 学期の途中で復学したときは、復学した月から当該期末までの学生納付金を、復学した月に納付しなければならない。

(学期途中で卒業する場合の学生納付金)

- 5 学期の途中で卒業する者は、卒業する見込みの月までの学生納付金を納付しなければならない。

(細則の委譲)

第38条 第35条、第36条、第37条に関する規程は別に定める。

(その他の費用)

第 39 条 第 35 条の学生納付金のほかに、授業及び学内外での活動に必要な費用（実習費、教材・材料費、検査費用、用紙代、研修費など）は、別に通知して実費徴収することがある。

- 2 証明書の種類及び交付手数料については別に定め、学生便覧及び交付窓口に交付手数料を示し、申請時に徴収する。

(納付金の不返付)

第 40 条 既に納付した本章に定める費用は原則として返付しない。

- 2 入学手続きの完了した入学前の者が、入学の手続きを取り消す旨を 3 月 31 日までに申し出た場合、既に納付した学生納付金は返付する。

第 8 章 職員組織

(職員)

第 41 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 42 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会について必要な事項は別に定める。

第 10 章 帰国子女、社会人、外国人留学生及び委託生

(帰国子女及び社会人)

第 43 条 帰国子女及び社会人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が入学を許可することがある。

- 2 帰国子女及び社会人の志願者に対する必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。

- 2 外国人留学生には、本学則を準用する。

(委託生)

- 3 官公庁等関係機関の委嘱で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が委託生として入学を許可することがある。
- 4 委託生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
 - 2 委託生には、本学則を準用する。

第 11 章 長期履修学生

(長期履修学生)

- 第 45 条 第 5 条に規定する年限を超えて履修を希望する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が長期履修学生として入学を許可する。
- 2 長期履修学生の在学期間は、3 年以上 6 年以内とする。
 - 3 長期履修学生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
 - 2 長期履修学生には、本学則を準用する。

第 12 章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

- 第 46 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生には、第 25 条及び第 26 条を準用して単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生及び科目等履修生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
 - 4 科目等履修生として、幼児教育学科において幼稚園教諭二種免許状または保育士資格を取得しようとする者について必要な事項は別に定める。
 - 2 科目等履修生について、前項に定めのない事項については本学則を準用する。

(研究生)

- 第 47 条 本学において、特定の事項につき研究を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生及び研究生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
 - 2 研究生について、前項に定めのない事項については本学則を準用する。

第13章 賞 罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第49条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

(退学処分)

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなく、出席が常でない者
- 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 図書館

(図書館)

第50条 本学に附属図書館を設ける。

2 図書館について必要な事項は別に定める。

第15章 学術研究所

(学術研究所)

第51条 本学に学術研究所を設ける。

2 学術研究所について必要な事項は別に定める。

第16章 研究・教育施設

(その他の研究・教育施設)

第52条 第50条、第51条によるもののほか、本学に研究・教育発展のために必要な施設を置く。

- 2 学長室を指定保育士養成施設所長室とする。
- 3 研究・教育施設に必要な事項は別に定める。

第 17 章 厚生・補導施設

(厚生、補導施設)

第 53 条 本学に保健室を置く。

- 2 前項によるもののほか、本学に厚生、補導のための施設を置く。
- 3 前 3 項の厚生、補導のための施設について必要な事項は別に定める。

第 18 章 特待生

(特待生)

第 54 条 人物、学業または実技の優秀な学生に対して、選考の上、特待生として授業料の全部または一部を免除することがある。

- 2 入学年度に特待生を希望する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て学長が決定する。

第 19 章 公開講座

(公開講座)

第 55 条 本学では公開講座を設けることがある。

附 則

- 1 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 3 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 4 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 5 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 6 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 7 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 8 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 9 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 10 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 11 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 12 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 13 この学則は、平成元年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 14 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

- 15 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 16 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 17 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 18 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 19 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 20 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 21 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 22 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 23 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 24 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 25 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 26 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 27 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

ただし、第 26 条及び第 27 条については平成 18 年 2 月 1 日から一部改正施行する。

- 28 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 29 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 30 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 31 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 32 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 33 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 34 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 35 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 36 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 37 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 38 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 39 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 40 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 41 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 42 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 43 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

第 51 条 学術研究所については、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。

- 44 本学は、令和 7 年 4 月 1 日から大学名称を「上田女子短期大学」から「上田短期大学」と改め、この学則を一部改正施行する。

この学則の開設授業科目は、令和 7 年の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用する。

(別表 A)

学則第 35 条に基づき、授業料その他納付金の金額を次に定める。

	1 年次	2 年次
入 学 検 定 料	30,000	—
入 学 金 (入 学 時 の み)	250,000	—
授 業 料	660,000	660,000
施 設 設 備 費	300,000	300,000

入学金の特別減免制度についてはこれを別に定める。

委託生については、入学検定料を免除することができる。

(別表 B)

学則第 46 条 3 項に基づき、科目等履修生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

	一 般	本学卒業生
検 定 料	5,000	5,000
登 録 手 数 料 (1 科 目)	2,000	2,000
授 業 料 (講 義 系 1 単 位)	10,000	5,000
授 業 料 (演 習 系 1 単 位)	20,000	10,000

(別表 C)

学則第 47 条 2 項に基づき、研究生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

	金 額	本学卒業生
検 定 料	10,000	10,000
入 学 金	20,000	0
授 業 料	120,000	120,000

音楽に関する研究をする場合は、特別演習費を年 30,000 円納入する。

(別表 D)

学則第 45 条第 3 項に基づき、長期履修学生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

入学検定料	1 回払	30, 000							
入学金	1 回払	250, 000							
			1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	合 計
授業料	3 年払	前期	220, 000	220, 000	220, 000				1, 320, 000
		後期	220, 000	220, 000	220, 000				
	4 年払	前期	165, 000	165, 000	165, 000	165, 000			
		後期	165, 000	165, 000	165, 000	165, 000			
	5 年払	前期	132, 000	132, 000	132, 000	132, 000	132, 000		
		後期	132, 000	132, 000	132, 000	132, 000	132, 000		
	6 年払	前期	110, 000	110, 000	110, 000	110, 000	110, 000	110, 000	
		後期	110, 000	110, 000	110, 000	110, 000	110, 000	110, 000	
施設設備費	3 年払	前期	100, 000	100, 000	100, 000				600, 000
		後期	100, 000	100, 000	100, 000				
	4 年払	前期	75, 000	75, 000	75, 000	75, 000			
		後期	75, 000	75, 000	75, 000	75, 000			
	5 年払	前期	60, 000	60, 000	60, 000	60, 000	60, 000		
		後期	60, 000	60, 000	60, 000	60, 000	60, 000		
	6 年払	前期	50, 000	50, 000	50, 000	50, 000	50, 000	50, 000	
		後期	50, 000	50, 000	50, 000	50, 000	50, 000	50, 000	
合 計									2, 170, 000

別表第1 教育課程および卒業に要する最低取得単位数

イ 幼児教育学科

No.1

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
共通教育科目	スタディスキル	2		左記4科目から2単位選択必修(それぞれⅠ・Ⅱとも履修)
	キャリアアップⅠ	2		
	キャリアアップⅡ	2		
	公務員講座A(基礎学力向上)		1	
	公務員講座B(ベーシック)		1	
	公務員講座C(アドバンス)		1	
	ボランティア活動		2	
	英語Ⅰ		1	
	英語Ⅱ		1	
	英会話Ⅰ		1	
	英会話Ⅱ		1	
	情報基礎Ⅰ	1		
	情報基礎Ⅱ		1	
	体育理論	1		
	生涯スポーツ実技	1		
	人間と自然環境		2	
	くらしとこころ		2	
	くらしと憲法		2	
	くらしと経済		2	
	グローバル・コミュニケーション		2	
	韓国語と文化		2	
	中国語と文化		2	
	他大学連携科目		2	
	海外研修認定科目		2	
	哲学と人間		2	
	宗教と人間		2	
	文学と人間		2	
	芸術と文化		2	
	デザイン基礎		2	
	デザインⅠ		2	
	デザインⅡ		2	
	デザインⅢ		2	
	卒業に要する単位数	9	9	

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	保 育 原 理		2	
	教 育 原 理	2		
	子 ど も 家 庭 福 祉	2		
	社 会 福 祉		2	
	子 ど も 家 庭 支 援 論		2	
	社 会 的 養 護 I		2	
	保 育 者 論		2	
	幼 児 の 健 康	1		
	幼 児 の 環 境 と 人 間 関 係	2		
	幼 児 の 言 葉	1		
	幼 児 の 表 現	1		
	子 ど も と 生 涯 学 習		2	
	発 達 心 理 学	2		
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの理解と援助		1	
	幼児理解と教育相談		2	
	子どもの保健		2	
	子どもの食と栄養 I		1	
	子どもの食と栄養 II		1	
	乳 幼 児 心 理 学		2	
	児 童 心 理 学		2	
	障 害 者 福 祉		2	
	老 人 福 祉		2	
	ケ ー ス ス タ デ ィ 演 習		1	
	教 育 課 程 論		2	
	保 育 内 容 総 論	1		
	健 康 の 指 導 法		1	
	人 間 関 係 の 指 導 法		1	
	環 境 の 指 導 法		1	
	言 葉 の 指 導 法		1	
	表 現 の 指 導 法		1	
	幼 児 教 育 指 導 法	2		
	児 童 文 化 I		1	
	児 童 文 化 II		1	
	子 育 て と 地 域 環 境 I		1	
	子 育 て と 地 域 環 境 II		1	
	自 然 保 育 I		1	
	自 然 保 育 II		1	
	乳 児 保 育 I		2	
	乳 児 保 育 II		1	
	子どもの健康と安全		1	
	特別ニーズ保育・教育 I		1	
	特別ニーズ保育・教育 II		1	

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	社会的養護Ⅱ		1	
	子育て支援		1	
	保育教材と指導計画の研究		2	
	保育者とこ と ば		2	
	介護概論		2	
	介護演習Ⅰ		1	
	介護演習Ⅱ		2	
	キーボード・ソルフェージュⅠ	1		
	キーボード・ソルフェージュⅡ		1	
	キーボード・ソルフェージュⅢ		1	
	キーボード・ソルフェージュⅣ		1	
	ピアノ演習Ⅰ		1	
	ピアノ演習Ⅱ		1	
	ピアノ演習Ⅲ		1	
	音楽基礎	1		
	音楽アンサンブル		1	
	音楽演習Ⅰ		1	
	音楽演習Ⅱ		1	
	音楽演習Ⅲ		1	
	図画工作	1		
	図画工作演習		1	
	美術表現Ⅰ		1	
	美術表現Ⅱ		1	
	自然素材と造形		1	
	子どもの体づくり	1		
	レクリエーション実技		1	
	野外活動		1	
	基礎ゼミナール	1		
	卒業研究ゼミナールⅠ	1		
	卒業研究ゼミナールⅡ	1		
	保育・教職実践演習(幼)		2	15時間で1単位の演習科目とする。
	教育実習		5	
	保育実習Ⅰ(保育所)		2	
	保育実習Ⅰ(保育所)事前事後指導		1	
	保育実習Ⅰ(施設)		2	
	保育実習Ⅰ(施設)事前事後指導		1	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習Ⅱ事前事後指導		1	
	保育実習Ⅲ		2	
	保育実習Ⅲ事前事後指導		1	
	卒業に要する単位数	21	23	
合計		62		

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
共	スタディスキル	2		2単位選択必修（それぞれⅠ・Ⅱとも履修）
	キャリアアップⅠ	2		
	キャリアアップⅡ	2		
	公務員講座A（基礎学力向上）		1	
通	公務員講座B（ベーシック）		1	
	公務員講座C（アドバンス）		1	
	ボランティア活動		2	
	英語Ⅰ		1	
教	英語Ⅱ		1	
	英会話Ⅰ		1	
	英会話Ⅱ		1	
	情報基礎Ⅰ	1		
育	情報基礎Ⅱ		1	
	体育理論	1		
	生涯スポーツ実技	1		
	人間と自然環境		2	
科	くらしとこころ		2	
	くらしと憲法		2	
	くらしと経済		2	
	グローバル・コミュニケーション		2	
	韓国語と文化		2	
	中国語と文化		2	
	他大学連携科目		2	
	海外研修認定科目		2	
	哲学と人間		2	
	宗教と人間		2	
	文学と人間		2	
	芸術と文化		2	
目	デザイン基礎		2	
	デザインⅠ		2	
	デザインⅡ		2	
	デザインⅢ		2	
卒業に要する単位数		9	9	

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
専門	基礎ゼミナールⅠ	1		
	基礎ゼミナールⅡ	1		
	卒業研究ゼミナールⅠ	1		
	卒業研究ゼミナールⅡ	1		
	日本語学入門	2		
	日本語の研究A		2	
	日本語の研究B		2	
	日本語の研究C		2	
	日本文学入門	2		
	日本文学を読む		2	
科	物語の世界		2	
	詩歌の世界		2	
	中国文学の世界		2	
	日本語表現	2		
	世界の児童文学		2	
	アメリカ文化リーディング		1	
	英語コミュニケーション		1	
	プレゼンテーション演習		1	
	コンピュータ・グラフィックス		1	
	身体表現		1	
目	朗読の世界		2	
	信州総合学	2		
	一観光と地域文化			
	文化学への招待		2	
	文化学の研究		2	
	日本のサブカルチャー		2	
	茶道（裏千家）Ⅰ		1	
	茶道（裏千家）Ⅱ		1	
	食文化研究		2	
	文学と映像		2	
		2		
	ファッション文化論		2	

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	ホスピタリティ入門	2		
	ホスピタリティ論		2	
	心理学入門		2	
	人間関係の心理学		2	
	臨床心理学		2	
	セラピー入門		2	
	ボランティア論		2	
	ブライダル総論		2	
	ブライダル産業論		2	
	ブライダルコーディネート		2	
	ウエディング・プロデュースⅠ		1	
	ウエディング・プロデュースⅡ		1	
	サービスマーケティング		2	
	フラワーデザイン		1	
	フラワーコーディネート演習		1	
	色彩文化論		2	
	色彩コーディネート		2	
	パーソナルカラー		2	
	生涯学習論		2	司書課程「生涯学習概論」読替
目	図書館概論		2	
	図書館情報技術論		2	
	図書館制度・経営論		2	
	図書館サービス概論		2	
	情報サービス論		2	
	児童と図書館		2	司書課程「児童サービス論」読替
	情報サービス演習Ⅰ		1	
	情報サービス演習Ⅱ		1	
	図書館情報資源概論		2	
	情報資源組織論		2	
	情報資源組織演習Ⅰ		1	
	情報資源組織演習Ⅱ		1	
	図書館サービス特論		1	
	図書館情報資源特論		1	
	図書・図書館史		1	
	図書館施設論		1	
	図書館総合演習		1	
	図書館実習		1	

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	医 療 事 務 I		2	
	医 療 事 務 II		2	
	秘 書 概 論		2	
	秘 書 実 務		1	
	簿 記 I		2	
	簿 記 II		2	
	情 報 ス キ ル I		1	
	情 報 ス キ ル II		1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ		1	
卒 業 に 要 す る 単 位 数		14	30	
合 計		62		

別表第2 教員免許状を取得するために履修すべき授業科目および最低単位数
幼稚園教諭2種免許状

No.1

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
共通教育科目	スタディスキル		2	左記科目から12単位以上を選択必修
	キャリアアップⅠ		2	
	キャリアアップⅡ		2	
	英語Ⅰ		1	
	英語Ⅱ		1	
	人間と自然環境		2	
	くらしとこころ		2	
	くらしと経済		2	
	グローバル・コミュニケーション		2	
	韓国語と文化		2	
	中国語と文化		2	
	他大学連携科目		2	
	海外研修認定科目		2	
	哲学と人間		2	
	宗教と人間		2	
	文学と人間		2	
	芸術と文化		2	
	デザイン基礎		2	
	デザインⅠ		2	
	デザインⅡ		2	
	デザインⅢ		2	
	くらしと憲法	2		
	英会話Ⅰ	1		
	英会話Ⅱ	1		
	情報基礎Ⅰ	1		
	情報基礎Ⅱ	1		
	体育理論	1		
	生涯スポーツ実技	1		
領域に関する専門的事項	小計	8	12	
	幼児の健康	1		
	幼児の環境と人間関係	2		
	幼児の言葉表現	1		
	幼児の表現	1		
※1	小計	5		
	児童文化Ⅰ		1	同名科目のⅠ・Ⅱを選んで、2単位選択必修
	児童文化Ⅱ		1	
	子育てと地域環境Ⅰ		1	
	子育てと地域環境Ⅱ		1	
	自然保育Ⅰ		1	
	自然保育Ⅱ		1	
	小計		2	

※1 領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用情を含む。）	保 育 内 容 総 論	1		
	保 健 康 の 指 導 法	1		
	人 間 関 係 の 指 導 法	1		
	環 境 の 指 導 法	1		
	言 葉 の 指 導 法	1		
	表 現 の 指 導 法	1		
	小 計	6		
教育の基礎的理解に関する科目	教 育 原 理	2		
	保 育 者 論	2		
	発 達 心 理 学	2		
	特 別 ニ ー ズ 保 育 ・ 教 育 I	1		
	特 別 ニ ー ズ 保 育 ・ 教 育 II	1		
	教 育 課 程 論	2		
	幼 児 教 育 指 導 法	2		
	幼 児 理 解 と 教 育 相 談	2		
	保 育 ・ 教 職 実 践 演 習（幼）	2		15時間で1単位の演習科目とする。
	教 育 実 習	5		
	小 計	21		
その他の専門科目			8	
合計		62		

別表第3 保育士資格科目

No.1

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
共通教育科目	ス タ デ ィ ス キ ル	講義		2	左記科目から14単位以上を選択必修
	キ ャ リ ア ア ッ プ I	講義		2	
	キ ャ リ ア ア ッ プ II	講義		2	
	公務員講座A(基礎学力向 ト)	講義		1	
	公務員講座B(ベーシック)	講義		1	
	公務員講座C(アドバンス)	講義		1	
	ボ ラ ン テ ィ ア 活 動	講・演		2	
	英 語 I	演習		1	
	英 語 II	演習		1	
	情 報 基 礎 I	演習		1	
	情 報 基 礎 II	演習		1	
	人 間 と 自 然 環 境	講義		2	
	く ら し と こ こ ろ	講義		2	
	く ら し と 憲 法	講義		2	
	く ら し と 経 済	講義		2	
	グローバル・コミュニケーション	講義		2	
	韓 国 語 と 文 化	講義		2	
	中 国 語 と 文 化	講義		2	
	他 大 学 連 携 科 目	講義		2	
	海 外 研 修 認 定 科 目	講義		2	
	哲 学 と 人 間	講義		2	
	宗 教 と 人 間	講義		2	
	文 学 と 人 間	講義		2	
	芸 術 と 文 化	講義		2	
	デ ザ イ ン 基 礎	演習		2	
	デ ザ イ ン I	演習		2	
	デ ザ イ ン II	演習		2	
	デ ザ イ ン III	演習		2	
	英 会 話 I	演習	1		
	英 会 話 II	演習	1		
	体 育 理 論	講義	1		
	生 涯 ス ポ ー ツ 実 技	実技	1		
	小 計		4	14	

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理	講義	2		
	教 育 原 理	講義	2		
	子 ど も 家 庭 福 祉	講義	2		
	社 会 福 祉	講義	2		
	子 ど も 家 庭 支 援 論	講義	2		
	社 会 的 養 護 I	講義	2		
	保 育 者 論	講義	2		
	幼 児 の 健 康	講義		1	
	幼児の環境と人間関係	講義		2	
	幼 児 の 言 葉	講義		1	
	幼 児 の 表 現	講義		1	
保育の対象の理解に 関する科目	発 達 心 理 学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2		
	子どもの理解と援助	演習	1		
	子 ど も の 保 健	講義	2		
	子どもの食と栄養 I	演習	1		
	子どもの食と栄養 II	演習	1		
	乳 幼 児 心 理 学	講義		2	
	児 童 心 理 学	講義		2	
	幼児理解と教育相談	講義		2	
保育の内容・方法に関する科目	教 育 課 程 論	講義	2		
	保 育 内 容 総 論	演習	1		
	健 康 の 指 導 法	演習	1		
	人 間 関 係 の 指 導 法	演習	1		
	環 境 の 指 導 法	演習	1		
	言 葉 の 指 導 法	演習	1		
	表 現 の 指 導 法	演習	1		
	児 童 文 化 I	演習		1	「児童文化」または「子育てと地域環境」または「自然保育」を選択し、I・IIセットで2単位選択必修
	児 童 文 化 II	演習		1	
	子育てと地域環境 I	演習		1	
	子育てと地域環境 II	演習		1	
	自 然 保 育 I	演習		1	
	自 然 保 育 II	演習		1	
	乳 児 保 育 I	講義	2		
	乳 児 保 育 II	演習	1		
	子どもの健康と安全	演習	1		
	特別ニーズ保育・教育 I	演習	1		
	特別ニーズ保育・教育 II	演習	1		

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
保育の内容・方法に関する科目	社 会 的 養 護 Ⅱ	演習	1		
	子 育 て 支 援	演習	1		
	キーボード・ソルフェージュⅠ	演習		1	
	声 楽 基 礎	演習		1	
	図 画 工 作	演習		1	
	子 ど も の 体 づ くり	演習	1		
	図 画 工 作 演 習	演習		1	
	幼 児 教 育 指 導 法	講義		2	
	保 育 教 材 と 指 導 計 画 の 研 究	講義		2	
保育実習	保 育 実 習 Ⅰ（ 保 育 所 ）	実習	2		
	保育実習Ⅰ(保育所)事前事後指導	演習	1		
	保 育 実 習 Ⅰ（ 施 設 ）	実習	2		
	保育実習Ⅰ(施設)事前事後指導	演習	1		
	保 育 実 習 Ⅱ	実習		2	「保育実習Ⅱ」と「同・事前事後指導」または「保育実習Ⅲ」と「同・事前事後指導」のいずれかを3単位履修し選択必修とする。
	保育実習Ⅱ事前事後指導	演習		1	
	保 育 実 習 Ⅲ	実習		2	
	保育実習Ⅲ事前事後指導	演習		1	
総合演習	保育・教職実践演習(幼)	演習	2		
小計			49	11	選択科目は11単位以上(「児童文化Ⅰ・Ⅱ」または「子育てと地域環境Ⅰ・Ⅱ」または「自然保育Ⅰ・Ⅱ」のいずれかと、「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」のいずれかと、その「事前事後指導」を含む)
計			53	25	

別表第4 図書館司書科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
生涯学習概論	2		
図書館概論	2		
図書館情報技術論	2		
図書館制度・経営論	2		
図書館サービス概論	2		
情報サービス論	2		
児童サービス論	2		
情報サービス演習Ⅰ	1		
情報サービス演習Ⅱ	1		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習Ⅰ	1		
情報資源組織演習Ⅱ	1		
図書・図書館史		1	2単位選択必修
図書館サービス特論		1	
図書館情報資源特論		1	
図書館施設論		1	
図書館総合演習		1	
図書館実習		1	
計	22	2	(24単位以上)

別表第5 介護職員初任者研修課程科目

授 業 科 目	授業形態	単位数		備 考
		必修	選択	
障 害 者 福 祉	講義	2		
老 人 福 祉	講義	2		
介 護 概 論	講義	2		
介 護 演 習 I	演習	1		
介 護 演 習 II	演習	2		
合 計		9		

上記科目を履修後、介護に関する実習（施設での見学実習・介護実習、在宅サービス現場実習）を必要に応じて行います。

別表第6 レクリエーション・インストラクター資格科目

授 業 科 目	授業形態	単位数		備 考
		必修	選択必修	
体 育 理 論	講義	1		
子 ど も の 体 づ く り	演習	1		
レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技	演習	1		
生 涯 ス ポ ー ツ 実 技	実技	1		
教 育 実 習 ま た は 保 育 実 習	講・実	1		
児 童 文 化 I	演習		1	「児童文化Ⅰ・Ⅱ」、「自然保育Ⅰ・Ⅱ」または「子育てと地域環境Ⅰ・Ⅱ」をセットで2単位選択必修
児 童 文 化 II	演習		1	
自 然 保 育 I	演習		1	
自 然 保 育 II	演習		1	
子 育 て と 地 域 環 境 I	演習		1	
子 育 て と 地 域 環 境 II	演習		1	
合 計		5	2	